

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社規福祉法人別所清明会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が地方公共団体の職員及び法人の職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、役員等の会議1回につき8,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、旅費規程の定めによる。

3 前項の規定に関わらず、役員等が前条第2項に規定する会議に出席する場合は、自宅もしくは勤務先から会議の場所までの距離数の2倍に、1キロメートルあたり37円を乗じた額の交通費を支給する。

(改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年3月16日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

役員等報酬及び費用弁償規程（旧規程）

（目的）

第1条 この規程は、社規福祉法人別所清明会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

（報酬）

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が地方公共団体の職員及び法人の職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、役員等の会議1回につき8,000円を支給する。

（費用弁償）

第3条 役員等が法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、旅費規程の定めによる。

（改正）

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。